鉞網録

二篇

特別
14
1919
19

176326

○墨梅結契　女玉潤

玉潤ハ下総水海道驛の畫人小林卷六の妻なるか元徳川旗下士の女と云放蕩にて落魄し驛中酒家の婢となりて卷六に初対面して来て飲み扇をとりて墨梅を写す玉潤思ふ彼ハくは一筆を加へんと忽ち筆を揮て一枝の梅を補写す卷六の墨を見てふれ筆致の潤麗なるに驚く且くとも玉潤の家も亦卷六の足はなすこと能き即ち金を出して酒家の主人に授け遂に細君となす玉潤能く翠を蹴ひまた和歌を能くす　竹本又八郎　不立亭画話

38- 8848

○荒沖[illegible]

平あの人伊藤荒沖と西洞院[illegible]の[illegible]

茅蔬を連て釋迦涅槃の図を作る蘿蔔を以て

釋迦像とす牛方胡羅蔔[illegible]の類を以て或

は菩薩とす或は羅漢とす獣禽鳥

とす一図とす図相尤妙なりと云北畫今京

都[illegible]寺の什寶とす　仝上

○林下屋穆　[illegible]

[illegible]は鍬[illegible]と

[illegible]を移すと上命[illegible]

金[illegible]作て数人あり[illegible]を[illegible]

或は[illegible]き或は[illegible]裸、使興を[illegible]て[illegible]

[illegible]も南湖おもへらく是[illegible]山城[illegible]と

[illegible]を[illegible]

山林の中より[illegible]林中より[illegible]を[illegible]

[illegible]畫をかくべき[illegible]

[illegible]先生の[illegible]を[illegible]

の[illegible]

[illegible]

[illegible]南湖[illegible]

[illegible]

[illegible]

き輿下は輿を舁て通ることを禁ず揮毫の
説をなすことを不許故に人の称する絵多の妻
流を為すと雖も故の男南宗この説を余の称する
乃為北宗説なるを為す語記せずと雖も能をくし
南宗張るを為すと雖も余仕物を望を通じ西村宋
平氏の画悔をみの為に山輿下のみを林中揮毫
をなす間をもって語を点記せる也 全上

○憤懣殺為 狩野駿川

狩野駿川名は寛信法眼と叙す性豪爽なる
文恭公の時朝鮮人来る毎に画院各家を命じて
屏風の画を画うも是を毎毎の使を接せし朝

鮮王子姪ゝ之を駿川亦ゝ之を称す駿川屏風子
直江八幡の図を作る生毫を家を仙を施し海
々濤を活る為に現を為す生号梅屋隠顕遠
近分つべし自ら謂ふ駿川の画ふるはしきを以ること
一の法有り列世生毫を以て世毎の所画を試為す天下
所印を為守田事物を生毫に是を称ず
駿川田近家ことを尾くし毫を是を尾くす
是を注ぎ弱を是を加へ毫を是を尾くす
濤を陸するを為すと雖も候聴うす
川忽ち西亀嘉然弱を補筆を為す駿
自無仮自の元を為す阿印候本好を

駅の侍人共事を汗す駅の老子庚と称し城
下の遊興中の死屠腸一と死す時年
三十八 今上

○再今共姥 田能村竹田

高久富屋 高久富屋の人初江戸に来る多くこれを
酒債を辨ずる能ずして書画を以の池大雅の書帖
を出して之を鬻ぐ人ありて曰く勝久嬢氏嬢之を出
曰く人毎に此帖を得て我が家宝とす富屋
とつくづく豈自分を奪ふ者なんや妻子は
為に之を之の代なんと国に但子泣く戸外忘人あ
酒を嚇らして曰く余是同癖なるのみ小

詩の酒債も取之を補なんと世子能を以て移を
す且富屋を進めて曰く余是の文を嘉とす
く江戸に来るといつくづく書風を学ぶ
て隨ひ学ぶことを知らず一世の巨匠也
況都の名を成さんと欲せば宜しくこれを酒多
くし云為を問んと富屋曰を御初を廣く
名を問ひていくつも名を出すべし如の地方の人との
言を以て遂に高屋富屋の日能村
仏の名を以て之をみれば何人か能村の酒を高
しまもて酒を能村の人也二人書をおして但子姥
是を盗刻頒の文をなすと云 今上

○吏疑盗賊　長谷川雪旦

江戸名所一箇地を望み奉の名と称す殺生禁断の守山と呼び実まことに酒飯を命じ殺を嗜ぶ深く竹林の結構と山川の佳景とを観悉く宜しきを得たる二世相互の盗賊あるを人意中此に書図を写出せり

ふ吏職相を捕へ捕人を捕吏を誅ふ之を捕えんとす家族如何とせんとする歟吏中あるを保るものあるとせば是を如何せんや乃ち雪旦生平寓宅僅家何を賊をみるものとせんや乃ち問て曰く如何を以て傷害して此家を立て此石友人西

藤氏江戸名所図会を編す生涯図を集る嗜す好事家の地のもの家を訪ひすのみと乃ち為生を中して走み手を求の手段あり主人間之て深く其粗忽を怒す満座一大笑をなすとなる　今上

○毎歳手巾狩図書

狩図章伝書所と弟子の常高表書師也良技を以て法眼を叙せられ奥書河を列す高級で手巾を嗜む貴賤を接する二生書図書画改中を起す画風自ら一流をなす欲りまあり風と称す書を乞ふもの門前市をなすものと称街を画て毎を乞ふ吉原京都祇

の名ある門弟とするに畫道を学ぶとの事なし田沼侯
文恭公の側用人となりて寵臣となり時に本所川を掘るは
府となし是を子性甚だ氣を起る故に頭上巾を
従ふることを得候之れを聴されんとせば法人のみと候
これを給ふ其後の弟子即ち巾を不脱して畫くこれ
よりて諸侯これを尊んずるに皆此例に做ひ貴顕
のみならず畫工もなかりて是よりし家は深川扇
橋に住り宅地方六十間ある樓を結構して之れに
居る本所川の中に花紋を芥子玉と號し之を
被る状を未だ見しことなりと云ふ是時子節人のなすに習
ひて之れを用ゆ　仝上

○若冲の雕像

畫乗要略に云若冲嘗て五百羅漢の石像を彫
鐫し是を石峯寺の側に安置し生像亦携有を
務めず風致饒し其砕して今に像あると與
（不二亭画話著者）近時伏見に遊び百丈山石峯寺に到り記
しく寺中を瞻るに其の石小なるもの一の小樓
ありて溯る山上のおるに其石像猶ある羅漢
に近き釈迦三尊観音地蔵釈迦涅
涅槃其化諸佛獣畜等凡そこれを山に按除
み點綴し住寺禅房を為して其傍に石の窟を
す且若冲の墓あり墓の側更に一碑あり

是異名沖の小俗也すべて一奇觀と
云へし情ゝ不こんを保存するこゝ言を用ゐるこゝの子
く苔蘚剥蝕或破壞或崖下に落下する物
うもあるを教ゆる小物ゝ落ちるの恐るゝ也 金上

○禽獸の知恵

歌に曰賂のくさぐさと云て蛙やうの虫を執て
投ゝ木の細き枝ゝ置こゝして五六日の間
ゝ三枝の狩山ゝの山の尾を隔ても自ゝ
ゝて此ゝ獸の知恵也
ゝゝ知恵ゝきこと
第ゝあゝ孫ゝしかゝ

者巣を造て日ゝ又鳥の巣の近不必ゝ巣
ある也雲鳥八巣ゝ造ゝ巣を投して宮を
造ゝ也得ゝ未考ゝこゝの思ひて
里のわゝくゝ
して卵の殼を
ゝ離を底つけ
ゝ殼の花籠を
のゝ鳥ゝ
ゝ
ゝ

○雛樹防犬 高隆古

高隆古ゝ羽化登仙して一種の畫風を起す運筆
觀音天然の孤脚を也つて一度の第

詩で山水を言ず廣宮寺の屏風にこれをとゝる一人岡中の
樹木をみて一々指點して是は何の木彼は何の樹と
問ふ隆古悠然考くて木を指し是は何の樹と曰ふは
紫檀彼は黒檀是は鉄樹彼は椰子彼は花梨樹と衆點して再問ふ事
彼人度つの一針

○染殿后の画

染殿后は忠仁公の女文徳帝の后なり名は明子其
畫く所の白菊昼寂を写せるを繪を大閑偶こ
れを見て漢粧を加へ屏風とし飾る人皇帝を
此てし殊に愛賞せしと云ふ世の畫多くは

佛説法經ようて大方廣言不動の彩の文屏風
流書するに元るもの義と者の也皇后獨り不動
説文花を言して名を及ぶ山王聖言うう
あり 石亭画話

○雜多の物の大略

嘗ふとい ふも大蔵經太夫吹、三味線、唐
物子振陶器

○三味線三枚目三枚目と唄ふ人ともあるを

○三味線も右に同じ

○太鼓ともも脇太鼓あるを太鼓小つゞみ右に

同一

○笛もとは笛脇笛あり

一大薩摩　豊後浄瑠璃のことをいふ

一呼上り　主呼を豊を勤る獨吟又は二人

勤るあり

一所作　長呼三味線出もやしろ

一獨吟　主呼一人にて吟といふ

主呼二枚目二人にてもめりやすの

一琴呼　御所物語用也姫そのやはいり

二上り　枝の葉ものの〳〵の拍子

大かたはこれを用ゆ

一長呼　一上方呼　一流行呼　何よもやはいりを用ゆ

一花心呼　男女共に用ゆる姫を用ゆ

二上り　ちぎりくはは海をかわるちぎりを

ちぎりうひもつらひもいとくり〳〵

ちよんがへ〳〵テン〳〵

一七の呼　豊後流にて行列まねもけいせ

いの七

一馬士呼　豊後節又は長唄に採ちの姫

用也

二上り　えこえ小唄はいもこうぐ

こうてこさの四大井川

一うたひ　嘯をつとめる

一和歌

一佃節

舟のさわぎゑが二番目序音幕ぶ

ど了司由

三下り 〽ふけよ川風上れよすだれ

中のげいこの顔みたや

一網引歌

大こたこれ寿

二上り 〽さあみなを達者ていうめでた

三味せんの音もたえず やつれしぶ上

一鞠歌

二上り 〽ひとつとや

一茶つみ唄

一鳥追唄

三下り 〽御代万歳を御祝儀をいわいおさめて

おめでたや

一さわぎ唄

一土手の提灯 唄の名

是も奉色情きる木の頭ぞはし

唄のまたは直具がり

〽土手の提灯去年から月秋に

あとにとはは釣ばかりつれくる

くるくる出端の五丁所 サアアレハイのよいとせ

一隣柿の木

在所咲て出はやり用や

〽隣柿の木を十六七と思えその花きや

気もづいさつけておくれよ ぞう浮はれ

一月もやや花しや 唄の名

助六揚巻の出てつなぎ咲たり

一住吉詣

一はつかの月　南北

一つっき　南北

一時雨〳〵　吹流

一四ツ井ぶし

一城崎記

一端唄

やみの夜のあくるを待ぬ月花ゝ

月ゝ花ゝや

三四ツとゝまる用也

こゝもまた夢のさゝぎみよつゝふ

ゝゝ

浪人おとゝのむ光淋しきとの也

咲のゝもいろ〳〵ゝ光ふゝ

也ゝのおぬみゝゝゝもはゝり

光也又三四ツ

○

菊面三重

三重

四ツ三重

軍三重

うれい三重

美ゝ三重

楷三重

六部三重

幕三重

引面三重

光ゝ菊面ゝ記ゝ也

ゝゝ色ゝゝゝ用也

ぐんゝゝ陽ゝ帝ゝゝゝゝ

ゆゝゝ記ゝのむはいりゝ〳〵のゝ

行列三重

いつものようにまく三重そろ三重
そどはまくのとざみゑつていくことそう

本調子合方　一下通りゆてくだされそもそもも
ちまめいた合方　もあいのやうなつのふ
合　方　合方の名いろ〳〵あんどこんを
たいあひといふ

竹笛の合方　右の入おふくわんはへつそのそう
六　段　是も琴のもを出て八あそど
ひぢん節　ゆそうて流くそのそう
歌もものごんもものみとさは

木魚入の合方
ひんぎの合方

三味線入乱れ
同祥の勤め
同　乗
はやめ
テンツヽ
ぬどり
ちり〳〵

つうふそう
こんは芸妓をおもゑ用也
ゆそうて屋鋪うえはそものめ
こそ情そ用也

音除かえはけそきゆゑ用也
やつし形りの出定りゑ用也
都そ仕くそるそせりつあきゆ

すっぽき　いつれも安宅物語に用ゆ
きんげく
宮ぶ
おかしみの仕方
きつてう
化物の仕方
踊地　高尾物語に用ゆ
菖蒲金佛　かれたいこ三味線に是を通ずる用ゆ
三味線入の仕方　数多あれども略す
三保神楽　芝居の西国立郎のせりふに用ゆ
早神楽　顔見世の三立目よりつとむ

去神楽　まくら物語に用ゆ
松神楽　ごん蔵こう文仕ふこき物に用ゆ
出戸神楽　春狂言の二番目にもつとむ
通り神楽　忠臣蔵大序幕にもつとむ
天王踊　公家の出立にもつとむ
下り羽　いつれも所作立に用ゆ
序の舞
中の舞
早舞
楽太鼓
唐楽

唐人笛子

早笛　土佐日の猪の肝をもつて拵ふ

くるけん　御所拵をも用ゆ

大拍子　古俗をも用ゆ

浮拍子　ささをもつて三回て大ぜいのかしつる

角力のもの　松津島の内ぎをも用ゆ

志ころ

狂言かつこ

雪　序

曲むち

家体むやー

せうびん

神の丸

陰陽

大河

きるん

草摺

御輿太鼓

だんだり

曲馬

辻うち

題目太鼓

いづれも三回て終る用ゆ

二番目序者ともに用ゆ

おセのもの後拵のやうに拵る用ゆ

時の太鼓
雪おろし
山おろし
風の音
浪の音
木の葉の音
大どろく
ものゝ
さゝゝ
ゆらゆら
ゆら

文蔵すべて役人の比はつゝみ男

ものゝいのあをふつゝふ

三回てゝとゝみ回

丹前の出るつゝふ

男衆の出るつゝふ

後ろ姿ゆ
あばれん
盆太鼓
のつと
寄太鼓
ぢゆんく
志らべ
張扇子
碁
寝ゝ

立回て

丹前姿之世ものゝ坊主ゝ

はしきこゝゝつゝふ

ものゝ
ト上ヨ

土弓
一 弩
一書太刀
片志ゆぎう
志ゆぎう
うちこみ
鈴、蛙、ゆう、鳥、虫笛、赤子笛
右之之ゆの後ろ高ゆ小道具一式
ようつとめる
（三亭春馬拵御狂言聖天宝記）

○市川左団次自伝の履歴
明治初年立月友人の去村氏より伝承
七代目市川左団次の歴史は不文なれど
片仮名にて大のめ（
提津四大坂城の西麓右馬之丞
芸名市川房蔵後職
中村清之三男
幼名 中村辰義
天保十三年十一月生
小生義兄二人の一人は後業一人は母方の中村寿三郎
と名乗り市川芝翫と云嘉永元年十七才

夫ゟ大坂角の芝居初舞台狂言にて見識出勤
寛政元年十三才にて市川小米と改名し四国九州其外
出勤し同三年紀州の熊野新宮へ興行且其内
中村下男座にて出生人形様を振舞毎日出勤致
居りましたる案を致し以抱へ申し候様之噺語り
四国出て旨快く成まて我等何様其外式
是芝居へ戻りても下男は不花呼ど答へ無
三五着迄經小生某へ抱ね金子御断あそばし
し實ゟ何せ云雜し人外めと取て見ても旨
の黄葉具の一枚の算ヲ一枚設金あけの股
途中にてや中段ゟ見たる出来ぬ候て候も

腕ハ何そ文之ん汝汗ゟして眼を凝らせ漸く其
の大坂へ戻り御奉公致し月日を送りうち文久二年
市川升五郎と改名し同年七月摂津兵庫へ興行
ゟ参り居候下連衆下男は江戸生れ仙吉と云者
前ゟ物才ある者生く化物目を付け化らん字
あり其芝居を打出し枝狼藉く戻り難を求め主従
為不又酒宴あそび其子愉快と楽しみて生起き
各々雜物を入酒宴未明に主従芝居にて候
幕明きの時下男仙吉心持違ひしと肌なかに
而は思ふ子云ふ言はとなって一言幕勤め仙吉を起し
其内何も不絶酩酊いたし後の事を我ず

一人を見るに二人の仙
者は我が妻なり我が
引き寄せば力の内を
授け給へ」と願ひ給ひ
法医者の曰はく難の中毒
戻り給ふ我が妻と仙者の死骸の
主を呼び右の地獄
主も家に無き思ひ
給ふ我が死骸は我が妻に納めて
新人石の内出すべきなり」と宣ふ

先に我が妻に
物を授け給ふの
の者ども
二人の男
たる様物語
我が妻
と高麗
我が妻大坂
仙者と

おい宜我才事も旅中と云芝居も明り候へ共少々
路も御座なく殊ニ安心致し当惑致し候得共葬主も
無之葬式を出し候にも困り候を思ひ付き女人
大勢より集り候は此間の者共を存し其者共
当所にて葬式を出し候は如何と存じ候所
兎も角も致し候　葬式を出し候と先ニ然らば猶更
と存ずべく候御頼ひ申候又右の者共に存じ
葬と云ふ御座候第一の様なる事に我才に同座
候後にて兎も角も頼みて世話致し候猶又の者へ
猶又を致し候ての事を相頼み呼び候て其の為
の次第御座候而は為所にて貴殿は又何とか

都合しとてあの者へ申と行者殿にも少々は主人様を
無益の者は当所の目明し様子尽きて死去
ました嬉しき事を存じ当所を立ち候者ども
すると云ふ懐中に持参候に存し候と存じ
先日の節にて酒を飲みて金子を取の女人に差し
延々と向へ地を出立し大坂へ渡し候中に居り
紀州尼よりして又一度国へ戻りし法して大坂の者共と参り
と成り候而其外に居り候に居り候も当所
此家の主は先剣術を習ひ貴殿の所へ参り候は
て承知あると此の如く成りて延剣も仕りと云ふ室
實はかゝる様に参り行ての方より出し来りて先生は先を出し

如元更ニ而弾ニ而仙台ニ而猿ニ難儀を致
以後無庵と改め浪弟を世に出す内 此家の主も
斎美の思ひを為し 寺子の事 幼稚の事は実
子島若ケくくなくなとなり後を紀すの如く後を続
くすなるの乳扱 其團 瀬川師直に市川中團次方に然る者子ニ
湖名申す 同年十二月江戸へ参る其者子と成る市川左團
次と改名す其文庵元の其父を勘平中村座ニ出勤す同
二年守田座ニ出勤 同年十二月 尚其父大團次病死す
ちらと難く休座致す 其父存生中 難々出し文政
其號を四弟子申し上我が未熟を見る 市川町也透
時ハ献を携ふ 一ニの樽を持参大

團次ニ申す名題後者は不意之事ニ而右斗に後者れ当申す
と経ニ悪しく此人ハ其父存生中もかくて身を気且助
と吃理を名乗ても宜しく本難を二人の言葉を返す
事もなく我が身と其母の而ニて其まま身に一人の
力を添えて家業をも宜しく浮き難事を人心と先
猿若町の芝居の茶ニ勤め楽屋へ引越し其弟子等公
人ニ出して悔をなし其家の主を須原清助の許ニ
修業く其家業ニ而勤業を致す事ニ而此家の主父死去
故ニて何事も成へ引ニ市川子團次と改めて其の小團次
氏の我が弟とも如く相続の業を致し兄弟まても
其母子もく其家を継ぎ一家中興ニ不世業を致 花

義母不便と思ひしにや或る日我に向ひて生得も縁なき
小団次の世話となりしも不幸にして義父死去なし
身を中々に女の身の頼もしき者の如くなりて恩
を着せしかども其の後は此家を事欠し
子の淵にしづみし事ぞ是非なき事と云ひける所
不運の母兄弟なりとも仲よく暮す事あらばと云
れし弟も流石世の道理に出会ひ涙を押隠し
徐しき事ぞ申しける其の身の不孝を恥ぢ此母
意見する事も情なき人の身なれば我が不運も
と思ひ我が身を投げ出して戻る命もなしと云捨て
又も流浪我が身と勤めするも我が不肖ぞ

師命に従ひ師家を相続致すべき旨承知せしが義母
するところなり〔〕へ使ひに行き其の母を預けて我が大坂
へ戻り難し其の此家無名となり斯く今に至るも離縁
ならば我が手で御坂ちんに此儀をなす其母を預け
てもならねども我が不孝の身なりとも役者
に出来ずば此高人に為して其母を幸ひに父の位牌
下の絶えざる様致すべきの事也一旦此家を他人の相続せ
先祖の跡先とて義父小団次の下りにて
役者として出でし事故其の位地を占め市川家の後代
を立て勤め此業道にて此の家名を云ひし人なり
を継がせ小団次其のままにて我は後役者を名乗りし

其後其父入勉強を耐忍力のなきにあらざれば
其書を即ち読ふて志を立るに君の知此後を其家
相続依て銀と生活の道を其始め万のは家産
如く家督相続して身を男子に譲りて家産を以て
遂に家を出て山に籠り文学の力を我も学び及ばん
之を為すに及び耐忍力勉強力を養ひ我が新に保護
抑其後何事も父の存命中に一たび役者となりて大
難を受て其後は浮き漂ひ歩行く者の行路を文武
嗚呼何ぞ我が国の為めに伝ふべき名を残さんや
其人を云ふ以て契約人と云ふべし我が継業を迎へん
其後其者をも比較すれば餓を起こすなり

うる所業を止まるの事ありけれ何故と存ずる
従て家督をも譲り隠居相続する事我子ありても外
他人にても有人と又は縁家を以て家の存続
読阿弥の事を我家の事をも知り尚ほ後世に
その者を想ひ其母の事を思ひしより我が家国の為め
且其後は其の者を家の安全の為め恩を報ゆるも
其者左国の為め子国の為めを後々まで存せん為め
我子孫をして永く守らしめ其母に従ふ
抑家を興し小国の為めとして教育し其の子孫
も保ちつけ来りしが今は其の者なき人
すなはち如く其者を以て一人にて国の為に恩返しとは

守田勘弥不幸は旧来仮令の住居も手放し
く小国以ぶ集まりしてあらず偏に当座の所見絶えて
の為すれど猶これを得ず我等は此一座の母ハ
忘れ難し併し当分来遊こ兄弟を当座は其
ゝゝ日て何んの為すゝの也勤と存じ以九十二八なる
不許と存て在りし当座へ勤め候はし上於死し
次二ヲ古人の名を汚すも宗家弥兵衛にて此儀お
来る儀し後くとも一詞子孫まで我七座に勤めて
正後再三は也子集る太の夫婦へ勤め以来九
十八才卜上方当座二年十二月以後の朝
とも宗家も当座を思ふ心より継ぎ

並きし押上私宅へ移る座は也子おもむき又こ其母の
実ひ出して其弟を我ならしと思ふから後続
ろあさん其の我が信じてよ家子其母の為し
当座ゝ来遊こ之弟を去りて所仰と辞去
却え生活す当座の当座子は信じし上こゝは田地
頼ひ為と致し頭を以ては其座こ年の事に於
七代我すえ弟同居して市村座へ也勤いたし
同年六月由井大南北の狂言に当座大当
本当の保元後の団十郎与勘平と極り
秋為え来る子見物業へ也来敢評判の本年
常芝居世人与興勘平にてはる不満

是とし也しか為なさしては無甚手の後なくの筆立
ふ〻お無形也を役と去年定まるを明る両日
を去ひ書きり飛りも先母子合はす説ちなく我ら
と堪へ歎息しおけるべく悔恨なし〻ても、新も
届けても子共り敬ふ〻市村座の役方触れ居り
我おも日本を節りはなるおも足か〻ばは外座
出勤致し今の恥辱を一洗せんと云ふ我が力
を恐れて此年休業時明元年守田座へ出勤
するの新富座へなきし様く新艶年若
定まる筆まるとし難し柳居る先生
俳優の数に入りしは全く我が助けなり

河原崎今の状況此所義父まで先母の教育
第三字田勘弥〻丹精の甲斐なく此儀お乞ふ
ば他の俳優と違ひ去紋様才すしも文もさし
夢もなく悔恨入る経二ヶ年精と云一返
すと離く妻子を去育なく止まるなき
国法く我不器用を謹ひ居ります

○馬琴の幼時

安政年の春のすへとの少代寺境内にお撲興行あり
凡此お撲興行の大場所といふは此の少代寺きしての両国
境の如くなるしてる且つお撲興行の数々時文八日の如
なるしを此の永大寺大場所くる時文十日と定めなる

といふ其ころ武蔵の谷風梶之助と横綱ケ
嶽雲右衛門が出て来た頃幼ものの馬琴翁は我が住む
邸宅の近辺を散歩の途中突と入て
来て代て入ものもあり相撲番付の書
直しの為に小屋掛を入て二組三組又おし組の
例のめくり小屋掛を入て二組三組又おし組の
て来て父の誠おそろしと思ふ物を出んとも本居
りしまゝ、こゝろ得と本居エ行て年寄の相撲番付
を見て翁の頃を押くお前を相撲ぶぬと入ていつの
時まで入物るまでの物だお相撲えみるる気をこい
う此位父ぶ出居ての時山石意帝の頃えるてやるぶ

とこひうけて向ませてそこ年寄ナント能い話でる
ぶいう出来ては悪しいこのぶやあと云けて翁は其の
下を潜て走り抜け帰りしぶ是を相撲を見るまをつ
ト止めてとこの年寄ぶ者を言ものかけて居る
ぶ一北之流以て翁の方様の者人を偉大ぶしを奏
すぐ

狂歌師翁の直流ちこと或ぶ出る一流ある馬琴
印き流相撲番付の中ぶ使ふ此番付守
あるの其の著書「耳囊」を知人許傍くさんとて金壹
即ち馬琴ぶ相撲ぶ考し立て金壹金千
千ぶ考ぶ人一読話して偉て先ぶ人偉けたぶう

仮名書中のことを問はれ一々つまびらかに答へしは
紀氏幸也の俗説を駁せんとて耳嚢を六冊を有
餘件を書集めたるものにて十行だに達する英才
とて二日の内に諳んじ覚えたる者と
遂やまず愉快なりといふことを大流行なりしが
やうなれど此頃の流行もはや此ものを知るものとも云
かとなり云々 曲亭馬琴

○高田朝生谷中問答

問の程は十時ばかり過きけるを生きぬ先のみなを
言ふきまつ其中をさきつて見るの仏も

一連ふの道の座生とはかの無住先の御仏のべ
ふにとるいつまでもしきりまたはまた提の道子
ふもまて見のよるべれぬ言ふ事駄根法と谷中を股
るかけ墨法ふふふ白紙の雪のふもふ分まと
ひ高田朝生和尚といふ谷中善昌
河を修り一帯の寺の前を俗のふふ
きふ中ふふふふふいあ乗分身と明ふふ面ける
ふ二世本の板がふふふ板ふの面を
彫ふふふふふふけ彫ば和尚ふを中きつけまく
さま主俗ふ奥まずつと面ふ和ふふ顔をつく
くと新版の和尚ふふいふふふふふ我を

そんをさしておつげをさとりをいたるべき我
も是一生をかけんの願を捨人をすゝめ人界を捨をうけて永く苦界をあをつめることを
いうん

おなじく答曰

おのゝ釈尊の名号を唱て一切の苦
生を離るゝ
我も衆人の為を唱てあまねく人の界のふを
思ひこゝす

和讃

なんどう無量をどう丸といふことをいうん

おなじく答

池水和尚おのゝ月をかゝるの庵の名を
月ごゝろず

和讃

此さとのをくひ大石の住のひとも方此所人も
ひとり土とあつまることをいう事

答

大海も和瓶のあしかけやどる月をかゝるす
黄金の色

又問

めどうう拾弘誓をいうん

巻

白露をもとめて夢のなぐさむけぶと濁り深めやうけ
の美しの夢

さくらん

ぶんいおもしろくの家を記録文を書きあのけい
やくをもって人をいつてることいろ

巻

あるさくうらやくくのう拾あまもこまし
てやまきこの夢のちぎりを

又問

あめ風くまつてこころよかるいし家の
方ふるいつらしてもたてる夢を深め家の方ふるろ
くみ顔を出さあくことといろん

巻

雪をまくる海をとる海をおつことの積る元
ふるあるを美外

又巻

アルをを腰をかけて往年の人を引をおはうと
いろん

巻

いく神のつい回ふるびし拾のはるいつまあは
りのまかいろん

又問

世界すべて稚子敬をまつるゝ人のを祝ぬの
花とさをさゝ

発句

一下に咲る草もゝのじまぢ咲花ゆみ色〳〵
まかゝる朝顔

又問

地産を何もいろはといふゆまいうん

答

いろはゝを逆のまゝとけのそしえ〳〵書は
にほへゝもむえさゝゝの苦逆を成る山花

又問

ゆのうをめゝをこゝ子とめ木のうきうと
見ひとりもゝめゝ後人あけてかめゝゝ成出
しゝみなれを心のあゝ人子二字をかけるもつゝゝ
むつゝゝをつゝしゝうみのたゝゝゝゝのゆゝを
そふこゝてゆゝのあゝきゝの左続上ゆゝ屋く
ぜつのゆめゝしうもあゝつゝて氣候ざけ
うえゝも設ゝゝる思ひもゝす高ゝゝゝゆゝゝまゝの
あゝあゝゝふみゝくかふゝゝしの四十八手の表よ
ゝけゝゝゝゝゝ

又いゝゝ

いゝゝちんどゝゝの上を十二支よあゝゝさう

ん

答

子ふさつもいめふ答そら丑つらしまふを寅
へて身のうへの仰きぬくゼつさそふ辰、巳の
巳のつもうと志巳てそうそう出いすくだよのう
うまをいうそう未もひすうんみう申そう月を
くと答の氣づまを酉そう酉一のねんたよ
拾くまに成るをいふを亥とさめと手くだの
うちの白くだそうそうふ

すたいえ〳〵

木火土金水のさりをこの里のあらひそを

答

手ふかふのぶ元けの格子　木
又ふかえさまし　てあ祢ぶ　火
床へまそるう土使ぎてのう　土
ちんひも詰すもてるのぶ　金
も答そちつほうめ手まそらの　水

又いえ〳〵

我上の白をもつて北さそのいきえうをとふ
そうそうそうんトナ八山の百人一首のたの白そて
答をいちく答へよ

是を拙会

雨霧千ぬきてつかよふ坊を客　松雨
えはすてふのものかゝゆま　是
雪霜をいとそすまてもゆ思ふ　松
ろう〳〵秋をひとりかゝ落を　是
卯月やら初潮客やらひく色を　松
老ても老らぬ人の坊の業　是
赤くおるとてもおの卯月で志うるる　松
こゝろきく時ぐ秋をかゝるき　是
金ちるに学のまくをそかもとは　松
ゆえのかよひ設人日よくらん　是

別涼客なすくくまは月うるて　松
ひとでこの学ぶまくしてよとや　是
多ふをまくもよりやは地四りす　松
三四をまくてやひえんとを四ふ　是
志つはくとタベをそうておそ伊是と　松
やくやくしは日の月もこうんつ　是
ふらはてもあ卯もつまくあ坊を客　松
えうちきひとをかて移ん　是
芸界さくる月のあるくさを思ひ出て　松
うきすを〳〵ぬを涙をうけて　り
是ゆりくぐをを出て涼ちんば　松

多ゞ[illegible]の月ぞのこゝ[illegible]

いつとても[illegible]の[illegible]の[illegible]　わ

[illegible]　り

[illegible]　わ

[illegible]　り

[illegible]　わ

[illegible]　り

[illegible]　わ

[illegible]　り

[illegible]　わ

[illegible]　り

[illegible]　わ

[illegible]　り

大一産初[illegible]このいくこみち　わ

いくこよ人を[illegible]すんやわする　り

一寸[illegible]　わ

いうち久しきことかたしる　り

其[illegible]のくひちらうを回[illegible]　わ

[illegible]　り

志ける[illegible]の[illegible]　り

いく世集[illegible]の須[illegible]の[illegible]　わ

和[illegible]　り

のみ[illegible]　わ

[illegible]　り

○甘角三国面白き事

御所様の萍寄浮草云く 能作の甘角三国の花面白の句を納せしこと様子の後迄こゝろ延賞乙和のこゝろ大いに昇りセしに甘角長谷と二人紀伊国屋文左衛門つゝみさを入て何坂を於ゆのこと去る年切くゝ語れ書のうち

いのこゝろ迄まこゝろ井ゝ掛村の色子ひこゝろて和大

坂の言おいこゝふしくゝ中へてけのまと人々伊の

発ゝゝゝ

りしが酒をもてあそびあるくハでもなれども
ほうつぶ〳〵と毒なるを云けるやうハ
人々はいざさらいざ〳〵いかゞ〳〵笑つるを
そんなもあるものとおもうこと云たあつまりの
なきこと云ひて貝角よりたくせてこと四尺
いるをよ京道度くさせる尾ゑ角とて
船を矢川のうとくるゝ沈潜もどり〳〵ぬる笑
まもなく角のあるもの也まゝと思くるこゝ儀
よ両雲ハ生を愛ひて吹せる風ゑつん大面を
似るこのめ〳〵いも去きこと消りければ其角を
放中る能毒り兵ゑ毛まさ色そうち

〳〵ゞの扇を敷て船だゝを敷きのゆふ吹をうた
いつていさ〳〵是を廊〳〵ゆゝ廊〳〵船沢ゑ孤
を押もどもとゝ小躍しとゞいさまけるゑ左事つも面
の祝ひとゝて又も紙を山ゑ抵いをうまるゑ
其角ちまつゑ図の祝く詩なくとゝ稲荷の
〳〵詩て法朱をまうゆゝこの打句をゝけて生
和ゝ去屋くと抓きたるさんぐる北ゑ其角ゑ
面白の句あるとゝいあ
生ゑ文左ゑつの生角ゑいけるをいつゞや面白
の句の宝直船ゝゑ色のまさめとゝて宝ゑ
面白ゝて松いせしるやと云ゑ生角ハ笑て左ゝ

[illegible]命をいろいろ[illegible]
又行末のまゝ[illegible]と云も芳[illegible]
の[illegible]きかしこき[illegible]をうけて[illegible]死る[illegible]
[illegible]

千及破[illegible]

天の川[illegible]の[illegible]をたけ[illegible]

と詠て[illegible]千[illegible]

天の川[illegible]

[illegible]

と詠て又[illegible]我[illegible]

りといふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

其角がふるさとしるべとは今の世の人云傳へ
たるなり

○大ゝ屋助八　蔵前ゝ助六方

同書に云花川戸の助六うら後さまく
あんどもをつゝ立ものをんなを金うな
極茶とゝくる者の花なる旧跡日課とゝかの
るゝきうどもをあ〳〵きうとゝ中ゝ山の長
大ゝ屋助八うゝとゝくる者ゝ此者ゝさしも
ゝうゝゝんなるゝどの男をしつゝゝもゝ
米のふゝもひのしも和歌のきたちけるゝ
叶ゝるもあんなるゝ〳〵しゝ

八ゝ世界ゝゝ命ゝゝ年ゝゝ年ゝゝ等ゝゝ
慈ゝのゝゝ寿ゝゝ残ゝゝ米ゝゝ
歌ひゝゝけゝ富ゝ米ゝ高ひゝゝ九代ゝ
一つんが不ゝもめゝゝきゝゝうゝゝゝゝゝ
あるけゝ左ゝ八ゝゝゝゝゝ宣傳ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

業屋の[illegible]引[illegible]人[illegible]中より助八を三文[illegible]
[illegible]の助八を彼の方を[illegible]
彼の方を助八をよく[illegible]
[illegible]屋こ丁目の[illegible]人を
[illegible]一人の老母の[illegible]
[illegible]母を[illegible]
[illegible]男を[illegible]助八を
[illegible]彼の方のいも[illegible]
人を[illegible]一の[illegible]
[illegible]いつこく[illegible]行[illegible]進放
[illegible]人々[illegible]ゆく[illegible]

れさんを注[illegible]助八を[illegible]瓦[illegible]を
[illegible]科[illegible]振[illegible]こ事を[illegible]
[illegible]老母の御[illegible]絵[illegible]菩提寺易行院[illegible]
八[illegible]の御[illegible]
町大松屋[illegible]
毎年[illegible]大[illegible]助八[illegible]死
[illegible]
[illegible]助八[illegible]
実[illegible]
[illegible]夫助八と同穴の[illegible]
[illegible]助八[illegible]土地の人[illegible]

易行院の江戸屋敷とゝもさんを狂言綺語の
ものいひとなし北野の梅八の狂言を北野の
ものを操を傳くしと廣野の作人の書き揚げ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○あや錦木

[illegible]二月五日[illegible]左衛門
あや錦木といふ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の二枝三を落[illegible]
[illegible]錦弥左衛門つ

といふ者あり[illegible]の中[illegible]迦の樹兵術
論を[illegible]
[illegible]錦木[illegible]中の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○馬琴の現事

寛政五年の春「高山彦天狗鼻祖」はそらのぬし立琴馬琴の名を世に高りたるれぬ生作の器の天狗の鼻祖なるもおうしまた伊賀侍の敵討を怪物をしがこのを葛辛の勢みを我うを高くあらはしたるを馬琴門人魁雷子と号れたる文辞雅致を蜀山人立くを葛辛をも版の書は初編を出版をたんすい郎づく呈納する例なるを北の伊賀侍物語の作者の名を馬琴をいふ男をを生んをを主子を弟子をおををを打笑みと

この人第四を金四郎く入智をを小産をををを書をめくををを元を一生をめの揚げし新を蜀山人ををを「著作堂」の三字を書をを学ひしをを元の

文化文化のをををし文人号こをを蜀山人のをを叩頭
模拝をををを蜀人いつを笑ホをを在かい腿の
をを四五をヒヨロくと伸ひを毒を引ぱりをを
五六或くを腰をを生んをを音訳の役をを
とめををを（蜀山人の号）

因を云馬琴の印を古を木版を銀を印の
生のををを解をを自をを名付けをを
又伊兄を生を狂歌を師を山梁世貫（サリヤウセイカン）
淵と弟子をを生を思ををを三を元の力を
しをを

○芳一の亡霊出版のをを

[illegible]の小説家は作をなすに作料を出版書肆
[illegible]作名よりもかくして入金を
強いて金を出版[illegible]作をして
金を書肆より渡して出版[illegible]異板
[illegible]地獄の河豚[illegible]必ずあり
ず我才をあらはして狂名を[illegible]知らんとの面
[illegible]のは入金[illegible]或[illegible]貳
[illegible]を[illegible]渡して小生[illegible]三切[illegible]一冊わづか
十枚上下二冊十枚[illegible]二印[illegible]二十八文上中下
三冊十五枚ものは四十八文切[illegible]表紙あるときは
七十二文六部揃[illegible]京師の作といふ[illegible]

[illegible]すべ[illegible]金[illegible]綴糸を[illegible]
[illegible]二[illegible]の上を出てず
外の[illegible]は二[illegible]一印の出版
外[illegible]も[illegible]利潤[illegible]
ど[illegible]の[illegible]は六部(此[illegible]狂名を天下に表す
[illegible]通笑、喜三二、恵川春町、芝全交、蔦唐丸、
[illegible]東三和)[illegible]天明の戯作名六部揃と云)と
京師[illegible]
と[illegible]
と[illegible]
[illegible]

[illegible]

○摂津、國名[illegible]

摂津[illegible]國名[illegible]あり[illegible]

今の大阪を西成郡の[illegible]

昔[illegible]津吏を置き[illegible]

[illegible]後[illegible]

桓武帝の[illegible]

[illegible]大民[illegible]

[illegible]

[illegible]

和[illegible]

○今昔物語

今昔物語十巻の二十[illegible]

世[illegible]

[illegible]

[illegible]

行[illegible]

部[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

行[illegible]

世界[illegible]義之[illegible]夢[illegible]之[illegible]のことく者
[illegible]はなはだ[illegible]もつて[illegible]
[illegible]人もあり[illegible]
[illegible]

○夢棺夢糞

或問殷浩、將莅官而夢棺、將得財而夢糞、何也、曰官本臭腐、財本糞土、人以為名言 事文類聚

○因酒星

衛元嵩酒後忤丁僕射以書謝曰自茲因酒星於天獄、焚醉月於秦坑 同上

○誑妻戒酒

劉伶常渴甚求酒於其妻、捐酒毀器、涕泣諫曰、君酒太過、非攝生之道、必宜斷之、伶曰、善哉不能自禁、惟當祝鬼神自誓耳、往可具酒肉、妻從之、伶跪祝曰、天生劉伶、以酒為名、一飲一石、五斗解酲、婦人之言、慎不可聽、仍引酒御肉、隗然復醉 今上

○霞詠布燭

孔群性嗜酒、尊常戒之曰、卿常飲、不見酒家霞詠布日月久糜爛耶、荅曰、公不見肉糟淹更堪久耶 今上

○肉蠶

南唐孫晟官至司空、每食不設几案、使衆妓各執一

器環立而侍、歸肉甚盛、時人多效之 公上

○約妓愆期

杜牧太和末往游湖州刺史崔君素所厚者悉致名妓殊不愜意牧曰愿張水嬉使人畢觀牧當間行寓目使君如其言兩岸觀者如堵忽有里姥引髮髻女年十餘歲真國色也、將至舟中姥女皆懼牧曰且不即納當為後期五十年後必為此郡若不來乃從他適因以奩幣結之、洎周墀入相牧上歲乞守湖州比至郡則十四年所約之妹已從人三載而生二子牧亟使召之夫母懼其見奪攜幼以詣母曰向約十年不來而後嫁已三年矣牧俛首曰其詞直強之不祥乃禮而遣之為帳別居自是尋春去較遲不須惆悵怨芳時狂風雨者深紅色成綠成陰子滿枝 唐摭言

○劉伶酣醉

劉伶縱酒或脫衣裸形在屋中人見譏之伶曰我以天地為棟宇屋宇為褌衣諸君何為入我褌中 世說常乘鹿車携一壺酒使人荷車而隨之曰死便埋我

○義之住壻

郗鑒使門生求女壻於王導導令就東牀徧觀子弟門生歸謂鑒曰王氏諸少並住狀聞信至咸自矜恪惟一人在東牀坦腹獨若不聞鑒曰此正住壻及訪之乃義之也遂以女妻之

○食棗息西

齊有二家來之其家語其妻曰欲東家則左袒欲西家則右袒其妻曰願其子孰與其子孰與曰願東家食而西家息以東家富而西家貧是也

○孫武美人戰

孫武以兵法見吳王闔閭於是出宮中之美人計數十人分為二隊以王之寵姬二人為隊長乃三令五申之於是鼓之左婦人皆大笑復三令五申而鼓之右婦人復大笑孫子斬左右隊長用其次復鼓之前後跪起繩墨孫子曰兵既整齊惟王所用若赴水火可也

白中規矩

○自誌醉死

唐傅弈病未嘗問醫忽酣卧驟然曰吾死矣乎即自誌曰傅弈青山白雲人也以醉死吟哀

○河魁在房

李戴仁性迂緩非禮勿動娶閻氏年甚少與之異宮私約曰有興則見忽一夕閻扣戶移小時至報云縣君來見大驚戴仁遽取百忌曆檢白看之大驚曰今夜河魁在房不宜行事傳語令人謝列閻氏慙怒而去翌朝遣媒

○司空見慣

劉禹錫嚴蘇州過楊州帥杜鴻漸飲大醉歸宿傳舍既醒見二妓在側因問之乃曰郎中席上與司空詰因遣某來問何詰曰高髻雲鬟宮樣妝春風一曲杜韋娘司空見慣渾閑事悵亂蘇州刺史腸

○妓学問禪

杭妓琴操善應答東坡善之後因在西湖戲琴云我作長老爾試參禪問琴云何謂湖中景答云煖霞与孤鶩齊元秋共長天一色何謂景中人答云袪拖六幅瀟湘雨髻挽巫山一段雲何謂人中意答云隨他楊子士驚龜殺鮑參軍如此宜

竟如何坡云門前冷落鞍馬稀老大嫁作商人婦琴大悅即削髮為尼 泊宅編

○詩流一則

唐高適官西浙觀察使過杭之清風嶺題詩云絕頂秋風已自涼鈴鐸翻於霧濕衣前山月落一江水僧在翠微開竹房至台州事後復登僧房改為詩江僧言月前有一官過此稱詩任矣但一字不如詩字適驚問何人僧曰義烏駱賓王也勿論二人之世氣不如及此詩乃晚唐任翻中子山寺詩亦非達夫作達夫又未嘗為西浙觀察使乃駱既代宗之問吟接觀論海日吳又為達夫改半江何甚不悅煩耶高宋

時已称老僧何時錬形任世又意借為古人而為此作熟
識耶 秀祖著記

○角を制する猛獣

虎為西方猛獣毛族皆畏之然観傳記所載能制
虎者不一而足如師子銅頭鐵額能食虎豹駮如
馬一角食虎豹兕白澤義渠囚食虎豹茵耳似虎
遇虎則殺之龍犬能飛食虎豹黄腰形似鼠狼取
虎豹心肝而食竹牛能伏虎生子竹中虎行過即懾
伏又謂能制虎諺畢記猬胃食虎猬無胃人虎
腹自内攫虎漢武幸時西域貢獸如貍以付上林
虎見之閉目不敢視或曰猛猬也五色師子食虎于
巨木之岫近見南海子象与虎閑往々殺虎則虎
之威亦僅々耳 全上

以下全て

白　紙